

第11回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年11月5日(金) 午前9時00分から午前9時50分

2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	5番	岩田	壽
副会長	13番	松原	悟
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	6番	松原	正孝
議席	7番	奥田	正夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

4. 欠席委員(1人)

議席	1番	奥村	彰朗
----	----	----	----

5. 農業委員会事務局職員

書記 奥村 敬宗

書記 亀井 昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第20号 農地法第3条買受適格者証明について

日程第3 議案第21号 農地法第5条買受適格者証明について

日程第4 議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第6 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第7 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長	<p>令和3年第11回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに、1番の奥村委員から欠席の連絡を受けていることを報告した。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を2番森委員 10番近藤委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 議案第20号「農地法第3条買受適格者証明について」事務局へ説明を求めた。</p>
事 務 局	<p>【議案第20号 番号1~3 朗読】</p> <p>番号1から3の申請者の所有する農地面積、農機具、農業従事者の情報等について説明し、買受適格者に十分該当する者である旨を説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
9 番 委 員	<p>番号1については、現在も農業を行っている農地の為、問題ない。また、番号2と3については、一部農地として活用するには難しい農地だが、申請者が理解して購入を考え、農地として活用していただけるならば、買受適格者として問題はない旨を述べた。</p>
議 長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第20号について、原案のとおり証明することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第20号については、証明するものとして、続いて議案第21号「農地法第5条買受適格者証明について」を事務局へ説明を求めた。</p>

事務局	<p>【議案第21号 1~2 朗読】</p> <p>番号1は建設業資材置場、番号2は自動車販売業自動車置場の転用目的であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明し、買受適格者に十分該当する者である旨を説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
9番委員	<p>議案第20号と同様になるが、適切に管理運営して頂けるのであれば、買受適格者として問題はない旨を述べた</p>
議長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>議案第21号について、原案のとおり適格者と判断し県へ進達することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第21号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて議案第22号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第22号 朗読】</p> <p>5筆の農地について、相続税の納税猶予に関する適格者証明の申請。現在の農地状況等を判断して適格者証明書の発行に関して問題はない旨説明した。</p>
議長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
14番委員	<p>以前から、父親と共に農業に従事しており、現在も農業を継続しているので問題はない旨を述べた。</p>
議長	<p>事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>

議 長	<p>議案第 2 2 号について、原案のとおり証明することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第 2 2 号については、証明するものとして、続いて報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事 務 局	<p>【報告第 1 号 1~6 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号 1 から 6 の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>続いて、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事 務 局	<p>【報告第 2 号 朗読】</p> <p>駐車場への転用の届出であるが、以前から駐車場として活用していたため、始末書の提出があることを説明、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
3 番委員	<p>周りも駐車場で、一体で農地転用の届出がされていると勘違いしていた場所であったため、現況に合わせた転用届出であるため問題はない旨述べた。</p>
議 長	<p>事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>

議 長	<p>続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事 務 局	<p>【報告第3号 番号1～7 朗読】</p> <p>番号1と2は一体利用で共同住宅、番号3は自己用駐車場、番号4は建設業資材置場、番号5は宅地分譲3区画、番号6は土地分譲4区画、番号7は露天貸駐車場への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
1 2 番 委 員	<p>番号1と2については、1は親子関係による貸借で、2は1の申請地の面積が不十分だったため追加で所有権を取得した旨述べた。また、現在接続されていない下水道に関しては、近くを通っている本管が岐南町の本管であるため、笠松町と協議し、岐南町の本管に接続し、施工する旨の説明を受けているので問題はない旨述べた。</p>
2 番 委 員	<p>番号3については、申請地の北側が申請者による開発行為で工事が進んでいる場所であり、今回の申請がそれに付随する自己用駐車場のため、計画どおり施工していただければ問題はない旨述べた。</p>
1 4 番 委 員	<p>番号4については、昨年度の現地調査時に現在と同様な状態であり、管理が問題となっていたが、始末書と一緒に現況にあった届出が提出されたので、適切に管理してもらえら問題はない旨述べた。</p> <p>番号5については、分譲区画内で側溝を設けるなど雨水処理等を適切に施工していただくため、問題はない旨述べた。</p> <p>番号6については、当初の現地立ち合い時に、用水の草押さへの処理など注文させていただきましたが、譲受人の協力により草等の処理を実施していただくため、問題はない旨述べた。</p>
1 2 番 委 員	<p>番号7については、今後の農地の管理という観点から母親から息子の会社への所有権移転です。北側の譲受人が所有する土地と一体利用で駐車場の拡大になります。利用計画どおり施工していただければ問題はない旨述べた。</p>
議 長	<p>事務局、担当地区委員からの報告を受けて、質疑・意見があるか確認し</p>

議 長	た。 (意見等なし) 以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了し、令和3 年第11回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。
-----	--

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年 12月3 日

議 長	岩 田 壽
委 員	森 とみ子
委 員	近 藤 香隆